

(1) 生徒心得

- ① 生徒は、服装規程に基づく服装を着用し、いつも高瀬高校生としての誇りを維持するよう心掛ける。
- ② 登校後は授業終了まで外出しない。やむを得ない用事で外出するときは学級担任の許可を受ける。(学級担任が不在のときは、他の職員の許可を受ける)
- ③ 生徒は原則として午後5時までには下校する。
- ④ 欠席の場合は事前に保護者から学級担任に連絡する。学校感染症の場合は家族についても連絡する。
- ⑤ 遅刻・早退・欠課の場合には、できるだけ事前に学級担任まで連絡し、そのつど速やかに所定の用紙または生徒手帳に記入し、学級担任に届け出る。
- ⑥ 忌引は、次の日数が最高限度として認められる。
父母・ 7日 祖父母・兄弟姉妹…………… 3日 おじ・おば・曾祖父母… 1日
- ⑦ 無断外泊をしてはならない。また午後11時以降に及ぶ外出はしない。
- ⑧ 校内で火気を取り扱うときは、係の先生に届け出て、火災の起こらぬよう細心の注意をはらう。
- ⑨ 校舎・校具・運動場・プール・運動用具・楽器等(以下校舎・校具等という)を使用するときは、係の先生に申し出て所定の手続きを経て使用し、使用後は直ちに返却する。
- ⑩ 校舎・校具等は大切に取り扱い、万一過って破損、紛失したときは、直ちに係の先生に届け出る。この場合、その一部または全部を、現品または金銭で弁償しなければならないことがある。
- ⑪ 金品のやりとりをしてはならない。
- ⑫ 遺失物、拾得物はただちに学級担任または係の先生に届け出る。
- ⑬ 校内で、張り紙・陳列・配布等をするときは、事前に係の先生の許可を受ける。
- ⑭ 生徒の集会を催すときは、事前に学級担任または係の先生の許可を受ける。
- ⑮ 校外の行事等に参加するときは、あらかじめ所定の許可願を提出し、許可を受ける。
- ⑯ パチンコ店・競輪場・競艇場等、法令で禁止されている場所へ出入りしてはならない。
- ⑰ 交友関係については、常に節度を守ること。
- ⑱ 校内で、学校指定のタブレット以外の通信機器(スマートフォン・携帯電話等)は原則として使用を禁止する。校内への持ち込みについては許可願を提出する。
- ⑲ アルバイトについては原則として禁止する。
- ⑳ 運転免許の取得は原則として禁止する。
- ㉑ 特別に運転免許の取得を認めた場合は、「運転免許取得許可書」を校長が発行する。
- ㉒ 通学方法を変更した者は、学級担任に届け出る。
- ㉓ 自転車には、鑑札の交付を受け所定の箇所には貼り付ける。鑑札の有効期限は、その年度中とする。
- ㉔ 自転車の乗車については、交通法規を遵守する。雨天時には雨ガッパを着用し、特に携帯電話等を使用しながらの運転、二人乗り、傘をさしながらの運転をしない。また、自転車の整備・点検を常に心がけ、ハンドルを変型したり、ハブステップ等を取り付けたりしない。
- ㉕ 事故・違反等があったときには、直ちに学級担任に届け出る。
- ㉖ 氏名・住所・保護者・保証人等の変更があったときは、担任を経て校長あてに届け出る。
- ㉗ 学生生徒運賃割引証・在学証明書等各種証明書の申込み・交付は、事務室の窓口で取り扱う。申込時間は、昼休み終了時までとし、交付は放課後行う。なお、運賃割引申請書には、保護者の印と学級担任の承認印を必要とする。
- ㉘ 政治的活動については次の通りとする。
 - ・公職選挙法を遵守すること。
 - ・校内での政治的活動は禁止する。
 - ・放課後、休日等の校外での政治的活動は、保護者の理解の基に、本人の判断で行うこと。また、インターネット等を利用しての政治的活動についても同様とする

(2) 服装規定

常に高瀬高校生らしい服装を心がけて、華美にならないように気をつける。

男子の服装

- ① 指定のジャケット・スラックスを着用する。指定の長袖カッターシャツを着用し、変型は禁止する。指定のベストを着用してもよい。また、長袖カッターシャツを着用した場合は、必ず指定のネクタイを着用する。夏服は、指定のシャツまたは指定のポロシャツを着用する。
※ 黒色のベルトを着用する。
※ 式典の際には、必ず、長袖カッターシャツ・ネクタイを着用する。(第1学期終業式、第2学期始業式を除く)
- ② ソックスは、白色に限る。

女子の服装

- ① 指定のジャケット・スカートまたはスラックスを着用する。指定の長袖ブラウスを着用し、変型は禁止する。指定のベストを着用してもよい。スカート丈は、膝頭の線を基準とする。また、長袖ブラウスを着用した場合は、必ず指定のリボンを着用する。夏服は、指定のブラウスまたは指定のポロシャツを着用する。
※ 式典の際には、必ず、長袖ブラウス・リボンを着用する。(第1学期終業式、第2学期始業式を除く)
- ② ソックスは、紺色に限る。
- ③ ストッキングは、ベージュまたは黒色に限る。

男子

品名	指定	標準
ジャケット	○	
スラックス (夏・冬)	○	
長袖カッターシャツ	○	
半袖シャツ (開襟)	○	
ネクタイ	○	
ポロシャツ (半袖・長袖)	○	
ベスト	○	
セーター		○
ソックス (白)		○

女子

品名	指定	標準
ジャケット	○	
スカート (夏・冬) 又はスラックス (夏・冬)	○	
長袖ブラウス	○	
半袖ブラウス (開襟)	○	
リボン	○	
ポロシャツ (半袖・長袖)	○	
ベスト	○	
セーター		○
ソックス (紺)		○

その他

- ① 通学用の靴は、華美でない運動靴または黒色の革靴 (ローファー) とする。
- ② 防寒用に着用するセーターは、紺色のVネックセーターとする。セーターはジャケットの下に着込むこと。カーディガンは禁止する。
- ③ コートはベージュ、紺色または黒色、華美でないものを着用してもよい。また、申し出によりウインドブレーカーを防寒用に着用してもよい。
- ④ 髪は、極端な髪型をさげ、パーマのほか脱色・染髪・加工は禁止する。
- ⑤ 色つきリップクリーム、化粧、マニキュア、ピアス、指輪、髪飾り等は禁止する。
- ⑥ 病気・その他の理由により、規定外の服装を着用する場合は許可を受ける。
- ⑦ 更衣の時期は特に定めない。